

第一回國會議院 運輸及び交通委員會會議錄 第二十二号

昭和二十二年十月一日(水曜日) 午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 正木 清君 副委員長 傳君 井谷 正吉君 佐々木三三君 島上善五郎君 館 俊三君 重井 隆治君 橋 直治君 原 彪君 堀川 恭平君 小笠原八十美君 岡村利右衛門君 高橋 英吉君 田村 虎一君 木下 榮君 前田 正男君

出席國務大臣

運輸大臣 吉米地義三君 出席政府委員 運輸政務次官 田中源三郎君 運輸事務官 郷野 基秀君 委員外の出席者 運輸事務官 志録 一之君 專門調査員 岩村 勝君

本日の會議に付した事件

道路運送法案(内閣提出)(第四七號) ○正木委員長 會議を開きます。

前會に引續き道路運送法案を議題として質疑を續行いたします。原彪君。 ○原(彪)委員 このたび提出されました道路運送法案につきまして、私はこの法案の根幹がどこに置かれているかという点について、この案文を讀みまして疑問をもたざるを得ないのであります。當局においてこの道路運送法の根幹を民主的に運営されるという御意思がはたしてあるのかどうか、と申しますことは、この第八條に中央道

路運送委員會及び地方道路運送委員會と、この二つにわけまして、その意見を徴してこれをやるということが書いてございしますが、意見を徴するという事はどういふ意味であるか特に第八條の中には「左の事項で重要なものは」というようなことが書いてあるのでございしますが、この重要なものという意味がはつきりしないのであります。重要である重要でないというのその人の見解によるのであります。それが重要であると判定されるのか、その點が非常に疑問に思ふのであります。それから、はたして民主的に運営されるという御意思があるならば、この法案の根幹とも申すべきものは、この委員會にかかつておられるのではないかと申します。そう申すと、この委員會の構成については、この提出案には何にも書いてありません。先日のお話を承りますれば、政令によつてこれを定められるというふうなお話であります。かような重要なこの法案の根幹ともなるべきものは、政令によらず、その機構というものが條文によつて明確にしておく必要があるのではないかと申すのであります。中央の道路運送委員會の委員は何名にするとか、學識経験者とか、あるいは利用者とか使用者とかいふようなものを入れるというふうな條項を、はつきり條文において明示するのがほんとうじやないかと思ふのであります。また地方道路運送委員會におきましての地方ということも、あまり條文としては漠然としたしてお

りまして、府縣單位か、あるいはたとえば東北地方單位か、はつきりしないからいがあるために、さういふ點もはつきり入れた方がいいと私は考えます。 それから第八條にありますこの法律を改正する法律案等を、この委員會にかけるといふようなことは、昨日の前田君の御發言と大體同じような考えを私はもつております。法律を改正するよな問題は當然國會でなすべきものであつて、かような委員會、つまりその委員會も民間の代表を集めた委員會であります。われわれ國會も民間の代表である。その代表の差こそ大小はあつても、そこに何か離隔するところがあるから生じやしないかと私は考へるものであります。この法律を改正する法律案については、この委員會にかけずに、われわれ國會のこの委員會においてこれを審議するのが當然じやないか、かよう考へるのであります。昨日も政務次官から御答辯がございましたが、國權の最高機關として法律を審議するのは當然でありまして、この委員會に、しかも官廳が主になつてこの法律案を委員會で審議するという行き方は、あまりいい行き方ではないように私は考へるものであります。 それから第八條の第二項に免許に關する基準の設定というふうなことがございしますが、この基準の設定は當局の御見解はどういふところにあるか、地方別にこの基準をその委員會にかけて差別のある基準をおつくりになるお考

えで、かような條文をお載せになつたのか、あるいは全國的にこの基準というものを立てになつていく御見解であるのか、その點を承りたいと存じます。 それから第七條にあります車輛検査官の問題であります。現在車輛の検査というものは、地方におきましては警察署が一切これを行つておられて、交通取締り、交通の安全、その他自動車運轉者、それから使用者、さういふものの取締りも、交通の安全性から警察の方で行ふ必要があるために、一切合符警察でやつておる。あるいはまた人に危害を加えるといふかぬといふよな見地から、道路上において自動車の検査、監視をなすといふよなことを、警察が實際に行つておるのであります。特にここに車輛検査官をつくるということになりますと、これは運輸省直屬の車輛検査官ができて、この條文によりまして職權の行使を補助せると書いてございします。地方の警察官の車輛検査に對して補助的に行いをさせるというふうにも解釋されるのでございしますが、さういたしますと、これは二元的になるよな、屋上屋のよななきらがある。また見方によりまして、出先官廳といふよな、官廳の出店をつくるというよな、響くきらいが、地方においては非常に多いと私は思ふ。この點についてどういふ第七條のよな立場から、車輛検査官を置くという意味を御説明を願ひたいと存じます。

それから基準の問題になります。第八條に「自動車運送事業の免許に關する基準の設定及び變更」ということについて、委員會の意見を徴してきめるといふことがありまして、また一方第十二條には、免許に關しては適當な基準を主務大臣が定めるといふよなことがございしますが、これは適當な基準という意味がはなはだ曖昧なよな氣がいたすのであります。八條の基準とどういふ關連をもつておるか、これを承りたいと存するのであります。 もう一つ承りたいのは、この條文を讀んだと申すと、自動車の兼營事業についてははつきりした條文がないよなことに思ふのであります。たとえば港灣荷役をする及び港灣のはしけを扱つておる荷役業者、現在は荷役業者はトラックの輸送といふものを扱つてはおりません。しかしこれは長年の間荷役業者が不便を感じておつた問題でございします。これは輸出貿易、輸入貿易にも關連する問題でありまして、はしけ荷役業者がトラック營業をさしてくれといふ陳情が来ております。それはまたその請願のときにお話申し上げたいと存じますが、さういふ荷役業者がトラックを扱つていいかどうかというよな、兼營の事業については、條文にうたつてないのであります。この點についても承りたいと存じます。荷役業者が本船から荷物を沖取りしまして、岸壁につけ、今までの状態ですとトラック業者に連絡をとつて、トラックを

第一類第十四号 運輸及び交通委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年十月一日

の任務を補助せるといふ考え方は
ございません。車輛検査官は臨検検査
もするといふ建前になっております
し、その職權に關しまして一部警察官
と似た面もつていられるのでござい
ます。車輛検査官はどこまでも行政秩序
の保持についてこれを擔當するもので
ございまして、司法警察關係の秩序の
保持といふことはその任務ではござい
ません。従いまして、車輛検査官は整
備不良の車輛について整備を命じ、ま
た不都合な車輛の使用に對ししまし
て、使用の制限禁止等の處分をいたし
ますことがその本務でございまして、
違反者を拘引いたしますとか、車輛を
留置いたしますとかいふような權限
は、警察官を通じてこれを行ふべき
ものでありまして、みずからやるべき
ものではないと考へております。

次に港灣荷役業者につきまして、今
後の事業の免許をどういふふうに考へ
ていくかという問題でございまして、現
状におきまして港灣荷役業者が港灣の
荷さばきをいたしました場合にござい
まして、一部自家用の自動車ももつてお
るようでございするが、原則といた
しまして、自動車運送事業者に車を請
求いたしましたして、これを使うといふこ
とになるのでございまして、この點につ
きまして最近港灣の實務等を調べてみ
ますと、現にトラックの事業者との
關連におきまして、相互に連絡をもつ
て仕事をやつていくといふ面におきま
して、缺けておるような點もあるよう
でございまして、従いましてさしあたり
の處置といたしましては、トラック運送事
業者と港灣荷役業者との間におきまし
て、仕事の上におきまして連絡協調を
十分保つていまして、この問題

の解決をはかるようにいたしてござい
ます。現に港灣荷役業者の方がトラッ
ク會社の大きな株主になつておるので
ございまして、従いましてこの間の連絡に
つきましては、さしあたりはさうい
う面におきまして努力をしてまいりた
いと思つております。なお今後の考へ方
につきましては、一般に新しい免許基
準が設けられることになりますれば、
この基準によりまして、全體の今後の
トラック運送事業をいかに處置すべ
かといふ一般的方向と照らし合わせ
まして、港灣荷役業者につきま
して、その兼營のトラック事業につ
きまして處置を進めるようにならばよ
いのではないかと考へております。従
いまして港灣荷役業者の今後のトラッ
ク事業といふことにつきましては、その
事業經營との關連における適應性、全
體の事業免許の方針、さういふものと
照らし合わせまして、處置を進めてま
いることにいたすべく考へてござい
ます。

○原(彪)委員 たいだいの御答辯で、
第八條の「左の事項で重要なものは」と
いう御見解は大體承りました。たいだ
い御見解に於ては、これを基礎として、重
要でないものを考へていけばよろし
うございまして、ただ、たいだいの御
答辯の中で經濟的、政治的に重要性をも
たないものといふお話をございするけ
れども、これは重要性をもたないもの
はほとんどないと思つて考へるのであり
まして、これもやはりそのとき／＼の、
その場にあつたときの、事件の生じ
たときの擔當する方の見解の相違によ
つて、きまることじやないかと思つて
ございまして、もう少しはつきりお聴き
したいと思つて、それからたいだいの御

答辯の中には、中央の道路委員會、それ
から地方道路委員會の機構といふもの
がここに載つていない、少くともこの
道路事業法の根幹をなすところのもの
であるから、必要じやないかといふこ
とを私は申し上げたのでありますが、そ
のことについて御答辯がないようであ
ります。これを承りたいと思つてござ
います。それからしげの荷役業者のトラッ
ク兼營の問題であります。これは新し
い免許基準によるというお話で、中央
道路運送委員會、あるいは地方道路運
送委員會によつてこの基準が定められ
るようになつてこの法案から見ると存する
のでありますが、これから貿易再開に伴
いまして非常に港灣荷役の重要性が倍
加せられてまいりますので、この兼營
によつて船の出帆を早くすることにな
るので、あるいは悪い意味においては
荷役業者がトラックをもつていない場
合には、たいだいま局長のお言葉です
と、業者と連絡をとつてやればいじ
やないかというお話もありましたけれ
ども、現在の實情ではなか／＼トラッ
クを呼んでも河岸ですぐ来てくれ
ぬ。従つて河岸にはしげが長い間待船
して、出帆に時間がかかるというい
うような悪條件があるのでありまして、
これはできるだけ兼營をさせるよう
にいたした方がいんじやないか、特に
一般トラック業者との摩擦のない限り
においては、さういふ方がいんじ
やないかと思つて考へます。たいだいま申
上げました點について御答辯願いた
いと思つてございまして、

○委員長退席、高瀬委員長代理著
席
○郷野政府委員 道路運送委員會に對
して行政官廳が諮問いたします重要
な事項といふことの考へ方ではござい
ませんが、それは先ほども申し上げまし
たように、できるだけ今後の運用に當つ
ては、廣く重要なものと解釋いたし
まして、實際にはこの委員會にできる
だけ廣範圍にお諮りをいたして、その
意見を徴して、これを行政運用のもの
といたしまして、行政民主化の趣旨に
副つてまいりたいと思つてござい
ます。なお具體的に重要な事項がどうい
うものであるかについて、私が先ほど
例を申し上げましたが、さういふ明ら
かに輕微なものについて、迅速を要す
るような場合に、委員會にかけない場
合があるといふことが豫想されるわけ
でございまして、實際の運用に當つて
は、なお道路運送委員會の御意向も參
酌いたして、その適正な運用を期して
まいりたいと思つておる次第でござ
います。

○原(彪)委員 たいだいの御答辯で、
第八條の「左の事項で重要なものは」と
いう御見解は大體承りました。たいだ
い御見解に於ては、これを基礎として、重
要でないものを考へていけばよろし
うございまして、ただ、たいだいの御
答辯の中で經濟的、政治的に重要性をも
たないものといふお話をございするけ
れども、これは重要性をもたないもの
はほとんどないと思つて考へるのであり
まして、これもやはりそのとき／＼の、
その場にあつたときの、事件の生じ
たときの擔當する方の見解の相違によ
つて、きまることじやないかと思つて
ございまして、もう少しはつきりお聴き
したいと思つて、それからたいだいの御

な事項といふことの考へ方ではござい
ませんが、それは先ほども申し上げまし
たように、できるだけ今後の運用に當つ
ては、廣く重要なものと解釋いたし
まして、實際にはこの委員會にできる
だけ廣範圍にお諮りをいたして、その
意見を徴して、これを行政運用のもの
といたしまして、行政民主化の趣旨に
副つてまいりたいと思つてござい
ます。なお具體的に重要な事項がどうい
うものであるかについて、私が先ほど
例を申し上げましたが、さういふ明ら
かに輕微なものについて、迅速を要す
るような場合に、委員會にかけない場
合があるといふことが豫想されるわけ
でございまして、實際の運用に當つて
は、なお道路運送委員會の御意向も參
酌いたして、その適正な運用を期して
まいりたいと思つておる次第でござ
います。

○原(彪)委員 たいだいの御答辯で、
第八條の「左の事項で重要なものは」と
いう御見解は大體承りました。たいだ
い御見解に於ては、これを基礎として、重
要でないものを考へていけばよろし
うございまして、ただ、たいだいの御
答辯の中で經濟的、政治的に重要性をも
たないものといふお話をございするけ
れども、これは重要性をもたないもの
はほとんどないと思つて考へるのであり
まして、これもやはりそのとき／＼の、
その場にあつたときの、事件の生じ
たときの擔當する方の見解の相違によ
つて、きまることじやないかと思つて
ございまして、もう少しはつきりお聴き
したいと思つて、それからたいだいの御

な事項といふことの考へ方ではござい
ませんが、それは先ほども申し上げまし
たように、できるだけ今後の運用に當つ
ては、廣く重要なものと解釋いたし
まして、實際にはこの委員會にできる
だけ廣範圍にお諮りをいたして、その
意見を徴して、これを行政運用のもの
といたしまして、行政民主化の趣旨に
副つてまいりたいと思つてござい
ます。なお具體的に重要な事項がどうい
うものであるかについて、私が先ほど
例を申し上げましたが、さういふ明ら
かに輕微なものについて、迅速を要す
るような場合に、委員會にかけない場
合があるといふことが豫想されるわけ
でございまして、實際の運用に當つて
は、なお道路運送委員會の御意向も參
酌いたして、その適正な運用を期して
まいりたいと思つておる次第でござ
います。

○原(彪)委員 たいだいの御答辯で、
第八條の「左の事項で重要なものは」と
いう御見解は大體承りました。たいだ
い御見解に於ては、これを基礎として、重
要でないものを考へていけばよろし
うございまして、ただ、たいだいの御
答辯の中で經濟的、政治的に重要性をも
たないものといふお話をございするけ
れども、これは重要性をもたないもの
はほとんどないと思つて考へるのであり
まして、これもやはりそのとき／＼の、
その場にあつたときの、事件の生じ
たときの擔當する方の見解の相違によ
つて、きまることじやないかと思つて
ございまして、もう少しはつきりお聴き
したいと思つて、それからたいだいの御

な事項といふことの考へ方ではござい
ませんが、それは先ほども申し上げまし
たように、できるだけ今後の運用に當つ
ては、廣く重要なものと解釋いたし
まして、實際にはこの委員會にできる
だけ廣範圍にお諮りをいたして、その
意見を徴して、これを行政運用のもの
といたしまして、行政民主化の趣旨に
副つてまいりたいと思つてござい
ます。なお具體的に重要な事項がどうい
うものであるかについて、私が先ほど
例を申し上げましたが、さういふ明ら
かに輕微なものについて、迅速を要す
るような場合に、委員會にかけない場
合があるといふことが豫想されるわけ
でございまして、實際の運用に當つて
は、なお道路運送委員會の御意向も參
酌いたして、その適正な運用を期して
まいりたいと思つておる次第でござ
います。

の點に集中してこれまで質疑をなされ
たようであります。おもなる點は各同
僚からお等ねがあり、大臣並びに政務
次官その他局長よりも詳細に御答辯が
あつたので、こまかい點は略します
が、ただ法の運用に當りまして、はた
して政府の方に自信があるや否や、こ
ういうことを私はお尋ねしたいので
あります。第一にこの委員會なるも
の委員選定を知事に一任する、公選知
事なら最も公平だらう。これは理窟で
あります。しかしその委員なるものが
業者であるならば云々と言ふ、そこで
業者なるものを除いてみたり加えてみ
たり、なか／＼政府の方でも迷いを生
じた點があるのであります。結局しか
らばどういふことになるかといへば、
一縣一人主義で一局九人か委員を組
織して、その委員の發言は最も重大で
あつて、それを取入れてこの法の運用
の一番の基礎にしようといふことの御
答辯があつたようであります。そこで
私が伺いたいのは、しからば運輸省の
人が一番よくわかつてゐる、大臣とい
い、その他の方といひ、一番わかつて
おるその方々は、一體どういふ人が委
員として適任者で、どういふ人を理想
とするか、こゝういふことをまずお尋ね
してみたい。そこでその理想に對し
て、その標準が立たないとするなら
ば、それを知らざるわけがない。
それをまずひとつ政府の方のお考えを
伺いたい。

○苦米地國務大臣 たいだいまの御説は
至極適當な御質問だと思いますが、道
路運送委員會の任務が非常に重大で
あり、これを民主的な機構にいたしま
して、従来のいわゆる官僚獨善という
弊害を防いで、そしてその地方の状況

及び民情に副りようなり方をするの
には、やはりかような民主的な機構が
必要だ、こゝう考へるのです。ただ實際
の面からいつても、今御心配になるよ
うに、政黨の知事が怒意をもつて特定
の人を推薦するというような場合があ
るかないか、これは事實問題でありま
して、原則としてはさういふことはな
いはずだとわれ／＼考へてやつていき
たいと思ひます。いやしくも一縣下の知
事となつて、その知事の權限を公平無
私に扱ふ關係からいたしますれば、さ
ような弊害のない人選ができるじやな
いか、こゝう考へておる次第でありま
す。

○小笠原委員 私のお尋ね申し上げた
のは、知事は公平であるとか不公平で
あるとか、さういふ問題ではなくて、
かりに知事が選任するといつたしまし
ても、なか／＼知事も容易じやないと思
うのですから、そこでまず政府の方
で、この委員としては一體どういふ人
を選べば理想的か、どういふ人を見越
しをつけているか、こゝういふことを伺
つてゐるのであります。

○苦米地國務大臣 私は知事は必ずや
その事業に經驗をもち、また相當の學
識をもち、抱負をもつというような人
から適任者を推薦するだらう、こゝう思
つておるのであります。具體的にど
ういふ人が言ひましても——それは
その地方々々によつて今申し上げたよ
うな條件にかなう人が必ず選任され
る、さう思ふのであります。

○小笠原委員 それはいかにも知事の
方では適當な人をお選びになるであ
りまして、先刻大臣から、民
主主義であるから民選にして、官僚の
獨善を排するよゝうな趣旨に出たと
言わ

れたが、こゝういふことはまことに結構
なことでありませう。しかし民主主義で
やるという事は、たとへば知事が民
選の知事でありまして、その人が一
人を指定するといふことを民主主義と
解釋するのでありませうか、私はさ
はり今言われた通り、相當學識經驗の
ある者、あるいは業者、その他多くの
輿論を把握して、その輿論によつて決
定するものが民主主義じやないかと思
うのであります。そこで私は一つ伺
たいことがある。運輸當局の言ふ學識
經驗者といふものは一體どういふもの
をいふのか。役人の古手を申すのか、
業者を申すのか、運輸としてほかにい
かなる學識經驗者があるか、ほかのも
のなる學識經驗者もあるでせう。と
ころが一體運輸交通に關係のない學識
經驗者をもつてきても、學校の先生な
どをもつてきて何の役に立ちませう
か。そこに疑點があるのであります。
その學識經驗者として認めたところの
標準がどこにあるか。あるいは各縣で
事情が異なるというならば、運輸大臣
も青森縣、私も青森縣であるから、青森
縣を標準にすれば、どういふ人が一番
いいかといふことはわかると思ひます
が、あまりさういふこまかいことを言
つてもかえつてお困りになるかしれな
い、全國的に見て學識經驗者という
標準がどこにあるか。それから學識經
驗者と民主主義、いわゆる民衆の輿論
によつて解決するといふことの御希望
があるならば、學識經驗者の議論が民
主主義であるかどうかといふことにも
疑點があるのであります。私は理論は
どうであつても、實際問題として行わ
れなければだめだ、こゝう思ひますか
ら、それで念を押して伺うのでありま
す。

○苦米地國務大臣 どうも抽象論にな
りまして、一個の御意見のよゝうに伺
うのですが、もし小笠原委員がこゝうい
うのがよからう、こゝういふ推薦でなけれ
ばいかぬといふ御意見でもありません
が、さういふ點についてむしろ拜聴し
たいと思ふ次第であります。私の思
ひますのは、機構としては民主的な機構
をとつて、それを構成する人はその道
の權威のある人々なるべく委嘱する。
その選考は、中央においては見つけら
ない。そこで地方の各府縣知事にお願
いすれば、府縣知事はこれを選考する
のに、おのずからまた方法があるだ
らうと思ふのです。たとへば縣會の議に
諮るとか、あるいは何かさういふ選考
委員を設けるとか、こゝういふことは、知事が
選考する場合にとるべき方法であつ
て、これはこちらの方からどうしなけ
ればならぬといふことを、規定する必
要はないと思ふのです。さういふ意味
でこれは立案した次第であります。

○小笠原委員 さういふことを承る
と、何ら政府の方に委員としての希望
なくして、知事が選定さえすれば必ず
や公平な人が選ばれるだらう。その公
平な人が運用の機關に當つて、最も適
當におやりになるだらう。こゝういふよ
うな意見に承れるのであります。政府
自身としては理想として、こゝうい
ふ型の人がいいとか、こゝういふ方にや
ればいいといふような希望がないと
いうよゝうに承るのであります。さうな
るとしますと、こゝに疑問を懐いてま
るのであります。一體この事業を擔當
しておる者、あるいは事業の經驗者等
が多數あるのであります、やはりそ
の道に對して明るい連中の世論とい

ものは、今までも運輸省においてよく
その點を把握するに努力してまいつた
よゝうに私は承つております。しかるに
今日のように民主主義だ民主主義だと
おつしやるが、これが知事一人によつ
てきめた者では、かりに五人か七人か
委員を設けて選定したにしても、その
一人々々が重要な權限をつかんで、そ
の人の言一つによつてこの運輸交通と
いふものが左右されるということにまで
至る大きな問題の委員を、たつた一人
で選ぶといふことにおきめになるにお
いては、危険の上もないことであり
ます。それに對してまた政府の方で、
何らそこに理想的な方法とか、理想的
な計畫といふことなくして、いわばた
だ抽象論であるから、どういふものを
出せといふことになると、具體的な場
合にそれによつてお答えする。こゝう
いふことになつておられますが、私はその
委員を見つけかねるから伺つておる。
私の方でできさうなもので、こゝうい
ふものはどうですと言ひ得る立場だと、
私はお尋ねいたしません。私はどうし
てもその一人の人間によつて、この大
きな重大なものを支配するといふこ
と、早く言へばその一人一人が、その地
方の世論を把握するといふことは、容
易じやないだらうと思ふのです。それ
が運輸省の方で、知事が選任したなら
ば、必ずや間違いない世論を把握し
て、それをよく政府の方に反映せしめ
るだらう。この重大な委員の使命を果
すであらうといふお考えに、私は疑點
があるのであります。今日この委員會
にも世論となつて現われる大きな問題
がまだ二つある。それは、これが自動
車のことですから、自動車の方から申
し上げますれば、多くの業者の方から

○小笠原委員 それはいかにも知事の
方では適當な人をお選びになるであ
りまして、先刻大臣から、民
主主義であるから民選にして、官僚の
獨善を排するよゝうな趣旨に出たと
言わ

○小笠原委員 それはいかにも知事の
方では適當な人をお選びになるであ
りまして、先刻大臣から、民
主主義であるから民選にして、官僚の
獨善を排するよゝうな趣旨に出たと
言わ

は、既得権を侵害すべからず、必ずこれに對して援助をして圓滑な運用をやらせるべし。こういう強い主張が反映しており、民衆の方は、業者のやり方が悪いから、省管バスにしてくれという陳情が一部から起つておる。これは一刻進むに従つて激化するといふように、私は見透しをつけておる。これはいづれも世論、いづれも理窟である。こういう時分には運輸省の方ではどちらをとるか。あるいはこうおつしやるでしょう。いや、それはその場合に當つて、その事情に應じて解決をつける。私はそう願つておるのである。それはその通り、事情に應じて解決をつけるという事はわかるが、これはだん／＼激化してくるのであります。交通問題は民衆の交通、その使命を果すこと十分ならば、何の不平がないはずである。それが今日のようにいつきりと業者と民衆とが対立化してくる。これが政治問題化してきたり、あるいはときに思想問題化してきたり、いろいろなことに現われてくる。これはほど危険なことはないと思う。これに運輸省の方では着眼をおかず、ただ委員を選んでいかせようというのであります。これがいかによる原因を起すおるか。その原因を調査しておられるならば、その原因、運輸省の方で見透しをつけた點を御説明願ひたいのであります。

○苦米地國務大臣 私に従来とりました官僚獨善、官僚が自分の欲するままに委員をつくつて、一種の諮問機關でやるというふうな方法も、従来とられたのであります。これはややもすれば一つの弊害にとらわれて、十分に民意に副うことはできない。こういうこ

とが言われると思つてあります。これを道路運送委員會のように、その道に堪能な、また學識経験のあるような方々を廣い方面から求めて、この委員會に諮つてやるということが、はるか従来よりは有効だと思つてあります。それでありますから、今御意見が

○小笠原委員 苦米地大臣のたゞいまの御答辯によると、國民の交通問題、自動車についての訴えは、國民の要望する運輸に對し缺陷があるから、それだけ反感をもつて、それが世論となつて省管バスを要望してくる。こう仰せになりまして、いかにもおなたの方で調査して悪いものは國營にとりかえ、いいものは助成してやらせるという事は、それは理想論としてよくわかります。しかし何ゆゑ國營をやれば、それが民營よりよくなるか、そこに疑點がある。それをなぜ國民が望んでしよう。政府がそれをまた取上げて國營をやれば、それがよくなるで

○苦米地國務大臣 民營と國營との比較問題ですが、民營で十分によいところでは國營の必要はない。民營がどうしても都合よくいかない所であれば、國營にしようといふことを申し上げたのであります。比較してどちらがいいかといふことは、實際これを並行してやつて見なければわからないことではあります。國營だから必ずしも悪いとは言えない。要はその運営一つにあると思うので、初めから國營であるがゆゑにいけないという前提をもつての事は少しどうかと思つておる。それ

とが言われると思つてあります。これを道路運送委員會のように、その道に堪能な、また學識経験のあるような方々を廣い方面から求めて、この委員會に諮つてやるということが、はるか従来よりは有効だと思つてあります。それでありますから、今御意見が

○小笠原委員 苦米地大臣のたゞいまの御答辯によると、國民の交通問題、自動車についての訴えは、國民の要望する運輸に對し缺陷があるから、それだけ反感をもつて、それが世論となつて省管バスを要望してくる。こう仰せになりまして、いかにもおなたの方で調査して悪いものは國營にとりかえ、いいものは助成してやらせるという事は、それは理想論としてよくわかります。しかし何ゆゑ國營をやれば、それが民營よりよくなるか、そこに疑點がある。それをなぜ國民が望んでしよう。政府がそれをまた取上げて國營をやれば、それがよくなるで

○苦米地國務大臣 民營と國營との比較問題ですが、民營で十分によいところでは國營の必要はない。民營がどうしても都合よくいかない所であれば、國營にしようといふことを申し上げたのであります。比較してどちらがいいかといふことは、實際これを並行してやつて見なければわからないことではあります。國營だから必ずしも悪いとは言えない。要はその運営一つにあると思うので、初めから國營であるがゆゑにいけないという前提をもつての事は少しどうかと思つておる。それ

○小笠原委員 苦米地大臣のたゞいまの御答辯によると、國民の交通問題、自動車についての訴えは、國民の要望する運輸に對し缺陷があるから、それだけ反感をもつて、それが世論となつて省管バスを要望してくる。こう仰せになりまして、いかにもおなたの方で調査して悪いものは國營にとりかえ、いいものは助成してやらせるという事は、それは理想論としてよくわかります。しかし何ゆゑ國營をやれば、それが民營よりよくなるか、そこに疑點がある。それをなぜ國民が望んでしよう。政府がそれをまた取上げて國營をやれば、それがよくなるで

○苦米地國務大臣 民營と國營との比較問題ですが、民營で十分によいところでは國營の必要はない。民營がどうしても都合よくいかない所であれば、國營にしようといふことを申し上げたのであります。比較してどちらがいいかといふことは、實際これを並行してやつて見なければわからないことではあります。國營だから必ずしも悪いとは言えない。要はその運営一つにあると思うので、初めから國營であるがゆゑにいけないという前提をもつての事は少しどうかと思つておる。それ

邊を判断しなければならぬと思つてあります。○小笠原委員 先刻大臣が官僚獨善を排するために、民間選任の委員として公平にやるようにするお話は、私は最もその點に賛成であります。大臣といひ、政務次官といひ、民間にいたるときはわれ／＼ともこの官僚獨善の攻撃に立つたお互いでありまして、今當局になられてこらんなりましたならば、官僚獨善といふこと一番の攻撃の的は何であるかと言へば、ほんとうに立法をしたそのときの立法の精神に反する行為によつて、法を曲解したり、あるいはつまらんとするところのこじつけをやつて、その法の運用に當つて立法の精神に反する行為が多かつたので、それが一番の官僚獨善の攻撃の的になつた。あるいは役得的に利用してみたり、いろ／＼なことがあつたから攻撃したのであります。そこで今日の民主主義になつた官吏といふものと、われ／＼が攻撃した戦前の官吏といふものと、あなたがその箇に當つてみて部下を見る場合において、今どういふふうにして民主化として改まつておるかといふことを承つてみたい。今の方がかえつてやりはくなくなつた、もとのように弊害が多いか、もとより改まつたならば改まつた點は對して御答辯願ひたい。それでは幸であります。殊に今あなたの方で言われた國營が悪いとか民營が悪いとか、その善悪を申して比較して言つたのではありません。多くが省管バス、官營を望んでおる、それは全國的でしよう。ただ際に大小があるが、實際問題としては民衆はそういうふうにかんじておる。たゞ／＼民營をやつておるその事業に勢力をもつておる

○小笠原委員 先刻大臣が官僚獨善を排するために、民間選任の委員として公平にやるようにするお話は、私は最もその點に賛成であります。大臣といひ、政務次官といひ、民間にいたるときはわれ／＼ともこの官僚獨善の攻撃に立つたお互いでありまして、今當局になられてこらんなりましたならば、官僚獨善といふこと一番の攻撃の的は何であるかと言へば、ほんとうに立法をしたそのときの立法の精神に反する行為によつて、法を曲解したり、あるいはつまらんとするところのこじつけをやつて、その法の運用に當つて立法の精神に反する行為が多かつたので、それが一番の官僚獨善の攻撃の的になつた。あるいは役得的に利用してみたり、いろ／＼なことがあつたから攻撃したのであります。そこで今日の民主主義になつた官吏といふものと、われ／＼が攻撃した戦前の官吏といふものと、あなたがその箇に當つてみて部下を見る場合において、今どういふふうにして民主化として改まつておるかといふことを承つてみたい。今の方がかえつてやりはくなくなつた、もとのように弊害が多いか、もとより改まつたならば改まつた點は對して御答辯願ひたい。それでは幸であります。殊に今あなたの方で言われた國營が悪いとか民營が悪いとか、その善悪を申して比較して言つたのではありません。多くが省管バス、官營を望んでおる、それは全國的でしよう。ただ際に大小があるが、實際問題としては民衆はそういうふうにかんじておる。たゞ／＼民營をやつておるその事業に勢力をもつておる

○小笠原委員 先刻大臣が官僚獨善を排するために、民間選任の委員として公平にやるようにするお話は、私は最もその點に賛成であります。大臣といひ、政務次官といひ、民間にいたるときはわれ／＼ともこの官僚獨善の攻撃に立つたお互いでありまして、今當局になられてこらんなりましたならば、官僚獨善といふこと一番の攻撃の的は何であるかと言へば、ほんとうに立法をしたそのときの立法の精神に反する行為によつて、法を曲解したり、あるいはつまらんとするところのこじつけをやつて、その法の運用に當つて立法の精神に反する行為が多かつたので、それが一番の官僚獨善の攻撃の的になつた。あるいは役得的に利用してみたり、いろ／＼なことがあつたから攻撃したのであります。そこで今日の民主主義になつた官吏といふものと、われ／＼が攻撃した戦前の官吏といふものと、あなたがその箇に當つてみて部下を見る場合において、今どういふふうにして民主化として改まつておるかといふことを承つてみたい。今の方がかえつてやりはくなくなつた、もとのように弊害が多いか、もとより改まつたならば改まつた點は對して御答辯願ひたい。それでは幸であります。殊に今あなたの方で言われた國營が悪いとか民營が悪いとか、その善悪を申して比較して言つたのではありません。多くが省管バス、官營を望んでおる、それは全國的でしよう。ただ際に大小があるが、實際問題としては民衆はそういうふうにかんじておる。たゞ／＼民營をやつておるその事業に勢力をもつておる

○小笠原委員 先刻大臣が官僚獨善を排するために、民間選任の委員として公平にやるようにするお話は、私は最もその點に賛成であります。大臣といひ、政務次官といひ、民間にいたるときはわれ／＼ともこの官僚獨善の攻撃に立つたお互いでありまして、今當局になられてこらんなりましたならば、官僚獨善といふこと一番の攻撃の的は何であるかと言へば、ほんとうに立法をしたそのときの立法の精神に反する行為によつて、法を曲解したり、あるいはつまらんとするところのこじつけをやつて、その法の運用に當つて立法の精神に反する行為が多かつたので、それが一番の官僚獨善の攻撃の的になつた。あるいは役得的に利用してみたり、いろ／＼なことがあつたから攻撃したのであります。そこで今日の民主主義になつた官吏といふものと、われ／＼が攻撃した戦前の官吏といふものと、あなたがその箇に當つてみて部下を見る場合において、今どういふふうにして民主化として改まつておるかといふことを承つてみたい。今の方がかえつてやりはくなくなつた、もとのように弊害が多いか、もとより改まつたならば改まつた點は對して御答辯願ひたい。それでは幸であります。殊に今あなたの方で言われた國營が悪いとか民營が悪いとか、その善悪を申して比較して言つたのではありません。多くが省管バス、官營を望んでおる、それは全國的でしよう。ただ際に大小があるが、實際問題としては民衆はそういうふうにかんじておる。たゞ／＼民營をやつておるその事業に勢力をもつておる

○小笠原委員 先刻大臣が官僚獨善を排するために、民間選任の委員として公平にやるようにするお話は、私は最もその點に賛成であります。大臣といひ、政務次官といひ、民間にいたるときはわれ／＼ともこの官僚獨善の攻撃に立つたお互いでありまして、今當局になられてこらんなりましたならば、官僚獨善といふこと一番の攻撃の的は何であるかと言へば、ほんとうに立法をしたそのときの立法の精神に反する行為によつて、法を曲解したり、あるいはつまらんとするところのこじつけをやつて、その法の運用に當つて立法の精神に反する行為が多かつたので、それが一番の官僚獨善の攻撃の的になつた。あるいは役得的に利用してみたり、いろ／＼なことがあつたから攻撃したのであります。そこで今日の民主主義になつた官吏といふものと、われ／＼が攻撃した戦前の官吏といふものと、あなたがその箇に當つてみて部下を見る場合において、今どういふふうにして民主化として改まつておるかといふことを承つてみたい。今の方がかえつてやりはくなくなつた、もとのように弊害が多いか、もとより改まつたならば改まつた點は對して御答辯願ひたい。それでは幸であります。殊に今あなたの方で言われた國營が悪いとか民營が悪いとか、その善悪を申して比較して言つたのではありません。多くが省管バス、官營を望んでおる、それは全國的でしよう。ただ際に大小があるが、實際問題としては民衆はそういうふうにかんじておる。たゞ／＼民營をやつておるその事業に勢力をもつておる

者が辛うじて聲を低くしておるといふだけで、だれも彼もが今この官營を望んでおるのであります。その方がまたみなりつばにおやりになつておる。官營の方は資材もあるし、人も整つておるし、勇敢に運営し、民營の方はひどい苦勞をして戦争中の打撃もありました。たがな／＼やれない状態にある。今日の配給といふものはだれがその權利を把握しているか。一番の上は運輸大臣がその方の配給をやつておるのであります。それが、な／＼圓満にいかぬ。しかるに政府の方でやつておるこの車に對してはみなこれが充實しておる。これを比較しようとするから自然論議を圓滑化する方に民衆が向つて便利主義に民衆が乗つてくるのはけだし當然なわけだ。それを待つておつて、一面においてこれを民主化し、民間の知事に對して重要な委員の選任を命じ、一面においては少し悪いものはこれを官營に直そうというふうな御希望であつたならばこれは自然官營は全部のものも整つていて、交通が圓滑にいくから、また一般民衆もそれで満足するから、その方に傾くのは當然である。それが今刻々進みつつある。これを見透してはならぬのであります。あなたの方はこの法案を決定するときにまずこれを見透してはならぬ。これを將來どう解決をつけるかといふことではあります。この問題をひとつお願いいたします。

○苦米地國務大臣 今お話しなれば民營のうま／＼いかなのは、運輸省の資材の配給が不公平だといふことであります。決してそういう考えをもつておるのではない。運輸省がやつておるはいわゆる交通行政であつて、民營

○苦米地國務大臣 今お話しなれば民營のうま／＼いかなのは、運輸省の資材の配給が不公平だといふことであります。決してそういう考えをもつておるのではない。運輸省がやつておるはいわゆる交通行政であつて、民營

○苦米地國務大臣 今お話しなれば民營のうま／＼いかなのは、運輸省の資材の配給が不公平だといふことであります。決してそういう考えをもつておるのではない。運輸省がやつておるはいわゆる交通行政であつて、民營

○苦米地國務大臣 今お話しなれば民營のうま／＼いかなのは、運輸省の資材の配給が不公平だといふことであります。決してそういう考えをもつておるのではない。運輸省がやつておるはいわゆる交通行政であつて、民營

であるが官營であらうが、要するに國の交通運輸が圓滑にさえいければいいので、そういう客觀的な行政面の處置をとつていたのであります。ことさらに官營をやりたいために民營を壓迫するのだとかいうようなことは毛頭ないのであります。ただ民營の方では前も申しましたように、戦時中から相當困難な場合になつておりましたから、せつかく路線權利をもつておりましたも、十分にいかない所があつたに相違ない。現に停車場に連絡をとるパスのごときも、どうもパスではあてにならないので、汽車の連絡が一向つかないといふような苦情もよく聞くのであります。それが、それも車が十分にあつて、そしてガソリンもタイヤも十分にあれば、そういうことはないのであるかと思つてあります。けれどもそういう點に對しまして、改善の途は政府といたしまして十分努力したいと思つておられます。しかしそうでない所では省營の希望のある所もこれは相當ござります。だから民營をやつてゐる所に全部省營の希望があるわけではあります。民營の大部分は別に今陳情が参つてゐるわけではあります。特別の地帯に對して特別に來てゐるので、決して御指摘になりましたへんば考えでやつてゐるわけではございません。

それからもう一つ、私も元は民間におりましたことは小笠原さんのお言葉の通りであります。前に私は官吏になつたことがありませんでしたから、その比較はできないのであります。けれどもそれが民間におつたときの官吏といふものは、明治以來培われたいわゆるほんとうの官僚精神でありますからその非常な獨善のためにわれ／＼が惱ま

されたことは事實であります。しかし今日新憲法のもとにおきましては、少くともそういうことはしないように私はいたいと思つておられます。またわれわれの考え方も新憲法に副うような考え方でいかなければならぬと思つておられます。もちろん省内の人に對しては、その點は十分話合つてまいつてゐるつもりでございます。また過渡時代で十分な訓練がないかもしれませぬが、もしそういう點がありましたならば、御指摘を願つて、これを是正していきたいと思つておられます。

○小笠原委員 私に官吏といふ者は今の大臣の御答辭の通りあるべきである。またそうあらうと存じます。従つて官吏を民主化して、國民がもつと満足するようにしなければならぬのは、大臣のこれからの重大な使命であると思つてあります。従つて私は官吏が委員を選定する、官吏がその任に當るといふことは何も不思議ではない。それをことさらに民主化の線に乗つて知事にその委員を選ばせた方がいい云々といふことは、鐵道當局の大臣はじめ大物の連中の責任轉嫁だ。そして最後にこの法案を立案した人々に黒い腹がある。全部これを官營にしようとするもくろみがある。そう私はならぬでいふ。それを私は言うのである。なぜならば大臣がそれを御知りにならぬからである。官營といわず民營といわず、公平な配給をやつてゐると言ふのは途方もない話である。それはあなたが知りにならぬのである。そういうことであつたならば大臣は素人目でごらんになつてみない。官營自動車は地方的に見てどれほど缺陷なく運行してゐるか、民間自動車は満足に動いてゐる

所がありますか、それが一つの大きな原因だ。民衆の目というものは高いものであります。あなた方の理窟は低い。これはどこに原因があるか。これは大臣に言うのは無理かもしれぬ。あなたは御知りになつておられないから答辭はできません。係りの者から答辭をしてよろしいくらいのこと、これはあえて答辭を求めません。ただ公平であつたといふことは、理論的な理窟は立つてゐる。いかに公平にやつてゐる。ところがたとへば一方にはトラック五臺のところは十臺分、十五臺分やつてゐる。これは明らかで事實である。民間の方はそれははいかぬ。これは官營のやることだ。今も現にやつてゐるのだ。一體民間の車が動いてゐるのは合理的であるかどうか、伺いたい。一體タイヤといふものは舗裝道路で何日もつものであるか。その計數はあなた方にはちやんとわかつておられると思つて、しからば何本配給して車がどう動くかといふことを計算したならば、おそらく民間の自動車は今日一臺でも動くのが不思議なもので、動かないのがあたりまえだ。戦後後にタイヤを幾本あなた方は配給してゐるか。これはみなやみで補給してゐる。ところが米のやみなら、これは陸運物資もあるからよいけれども、とても今日は最後の土壇場に行つてゐる。今一本一萬二千圓から二萬五千圓する。それでも見つけるに容易しやない。それでやつてゐる民間の事業と、公定價格で、十分といわなくても補填できるだけ配給し得る官營自動車、それと競争させて、輿論をもつてこの重大問題を解決しようといふことであるならば、それはとんでもない話である。あなた方は計數

的に、どれくらい資料がいかないと、何臺もつた會社はどういうふうにして立たなくなるといふことの計數をちやんと現わしておいて、それでその會社が十分やつてゐることに對して、悪いとかいふと批判をせんければだめだ。こんな法案よりも、足がついて動けるかどうか、先にその方を研究して、それを委員會に全部發表しなければならぬ。こういう状態であるから民間の自動車もいかにだらう、省營バスの方はどういふ弊害があるのは改めなぐちやいかぬ、これを均衡をとつてこらなければならぬ。さいわいに昨今タイヤの方は重要物資にされて、多少ながら増産になるというお話を承つてゐるが、その配給する機構だつてなにか圓滑にいつてゐない。いろいろ弊害があるからやみタイヤといふものがたくさん出ている。そういうところに重點をおかなければならぬと思つてあります。こういう點はどうでしよう。私はお知らせする——と言つて大きなことを言うよりだが、聞いてみてあなた方はもつとも思ふか。その内容を委員會に示かりと示す必要があるかないかといふことの御判断だけは大任におつきになつたらうと思つてありますが、どうか部下のその方のわかつた者に對して命じて、これだけはほんとうに全國的に集まつた優秀な方々で研究して、計數的に現わすのがこれがほんとうの理論です。そういうことをおやりにならないといふと——これは贊否を決する重大な任務としてその點を明らかにする必要があると思つてゐる。大臣いかがでありますか。

○菅米地國務大臣 計數のことについては政府委員から御説明申し上げました。最初の官吏はみな新憲法のもとに民主化されたものだから、その人によつて指名した方がより以上公平にやないかといふ議論に對しましては、私は遺憾ながらさうでなく、むしろ官吏といへども公平無私な立場をとつていきますけれども、狭い範圍の人が人選をするといふことになれば、やはり完全な機構ができないと思つておられます。やはり地方の各府縣の知事によつて廣く人材を集めるといふことの方が、より以上機構の完備ができ、また人選のよりよい方法だと私は考へておられます。その點は小笠原委員とは多少見解を異にしてありますが、さういふふうには私どもは考へておらず、この道路運送委員會の機構及びその委員の選定方法を考へたわけでありませぬ。あとの具體的な問題は政府委員からお答えいたします。

○小笠原委員 今御答辭による官吏に委員を選定するに、官吏にやらせてもよいといふ話をしましたが、それはどちらでもよいのですけれども、廣く委員の選定方を求めた方がよいからといふお話を對しては、私も大臣に對しては御同意しかねる。なぜならば鐵道に人ばかりに選定するとしても、先刻は選定といふ意味でなく、官吏にやらせたらうという意味でしたが、かりに大臣の御答辭のように、官吏に選定させたら狭い範圍、知事に選定させたら廣い範圍、こう申されるが、鐵道の方にかりに民主化した役人だといふことになりなりましたならば、この人らが實際運輸交通に對してはほんとうに明るい方々だ、その明るい方々が全國にわた

つて調査をしてその知能を合議して選定する方が、これは狭いでしょう。けれども知事は多くは素人で、鐵道あがりの人で知事になつてゐる人はめつたにない。それを縣會なんかで委員を設けても、なか／＼一人でやれるものではない。それらの人が選定して

べきである、知事が選定した方が民主的だと言つたつて、誰が聞いてもどちらもおかしな話で、どうせ理想的な人は出ない。兩方通じてゐる人はありはしない。だから縣から一人などときめることは、知事がきめるのだからと大臣は仰せになるが、かえつて理論とか目標というものはない方がよいので、實際えらい人物が出ると言つたつて、そんなことはできつこないのだ。

そういふ學識経験者なんといふのは、あるはずはないのだから、そこにも無理がある。大體この委員を選定することに無理があると私は思う。そうして私は、この立法に實際當つた人は事務官であるか何だか知らないけれども、各省の立法の方針を見ておると、だんだん將來官營化するような方針に見える。石炭ばかりではない。いろ／＼なことを官營化するような前提でこしらえておるのではないかと疑いがある。私どもにはある。これもその通りである。官營自動車の方はつばにど

う。こうやるというのなら、まだしも私はいかと思ふのだけれども、今のやり方を見ると、全部官營化する目標で出發するのではないか。こういふんだゆえんはそこにあるのでありまして、また實際的にさう行つておる。現在のところも行つてゐる。今どなたか擬身的に資材その他のことを御答辯なさると言ふから、承つてもいいが、しかしさういふ空念佛的な擬身隊であつても、私は實際は資材を與えていないと思ふ。強いて與えていると言ふならば、私は計數をちやんといつてきて――實際問題として、一車も二車も渡らぬものがある。生産能力、あなた方の許可を與えた數、配給機構について、どれだけどこへ行つたかといふことは、末端を調べればすぐわかる。しかしさういふものまで議論をしようと思つて私は起つたのではありませんが、少くとも大きな目標は、これは大臣がお知りにならないでも、官營化する前提の法案ではないかといふ疑いがある。非常に濃厚であるから、それを私は何うのである。これは興論をつくるため

の一番いい材料であるから、すべての問題がそこに行く。人工的に強制的にやる。これくらい官營調整のものばかりはしない。多くのものは強制されて、そのまま官營に引込まれる。ゆだんは決してできない。大臣になれば忙しい。だから私は實際問題を伺つておるので、決して苦米地君もゆだんなく、周囲を警戒されて進むべきだと考へておられます。

に大きな輸送關係の場面があるのであります。これはなかりたいへんな問題である。これはこまかく具體的に言へば、大臣も局長もおわかりにならぬだらうから、さういふことをつづいて言ふわけは言ひたいけれども、その委員に今のようなことを一緒にやらせるといふことは、これくらい危険なことではない。従つて狭い範圍内から選定するとか、廣い範圍内から選定するとかいふ議論は、官吏が選定してしかる

べきである、知事が選定した方が民主的だと言つたつて、誰が聞いてもどちらもおかしな話で、どうせ理想的な人は出ない。兩方通じてゐる人はありはしない。だから縣から一人などときめることは、知事がきめるのだからと大臣は仰せになるが、かえつて理論とか目標というものはない方がよいので、實際えらい人物が出ると言つたつて、そんなことはできつこないのだ。

そういふ學識経験者なんといふのは、あるはずはないのだから、そこにも無理がある。大體この委員を選定することに無理があると私は思う。そうして私は、この立法に實際當つた人は事務官であるか何だか知らないけれども、各省の立法の方針を見ておると、だんだん將來官營化するような方針に見える。石炭ばかりではない。いろ／＼なことを官營化するような前提でこしらえておるのではないかと疑いがある。私どもにはある。これもその通りである。官營自動車の方はつばにど

う。こうやるというのなら、まだしも私はいかと思ふのだけれども、今のやり方を見ると、全部官營化する目標で出發するのではないか。こういふんだゆえんはそこにあるのでありまして、また實際的にさう行つておる。現在のところも行つてゐる。今どなたか擬身的に資材その他のことを御答辯なさると言ふから、承つてもいいが、しかしさういふ空念佛的な擬身隊であつても、私は實際は資材を與えていないと思ふ。強いて與えていると言ふならば、私は計數をちやんといつてきて――實際問題として、一車も二車も渡らぬものがある。生産能力、あなた方の許可を與えた數、配給機構について、どれだけどこへ行つたかといふことは、末端を調べればすぐわかる。しかしさういふものまで議論をしようと思つて私は起つたのではありませんが、少くとも大きな目標は、これは大臣がお知りにならないでも、官營化する前提の法案ではないかといふ疑いがある。非常に濃厚であるから、それを私は何うのである。これは興論をつくるため

の一番いい材料であるから、すべての問題がそこに行く。人工的に強制的にやる。これくらい官營調整のものばかりはしない。多くのものは強制されて、そのまま官營に引込まれる。ゆだんは決してできない。大臣になれば忙しい。だから私は實際問題を伺つておるので、決して苦米地君もゆだんなく、周囲を警戒されて進むべきだと考へておられます。

る。この道路運送の委員であります。今局長も見えられましたが、よく聞いておいてください。輕車といふものが一體どれだけの輸送の役割をするか。この方が鐵道の三倍半も輸送してゐるといふことは、運輸省で現わした統計によつても明らかである。こゝういふ小さな方面の輸送といふものは國家にとつて重大な問題である。それを含んだこの道路運送法の内容に對して、これをまた含んだところの委員を一人に一人にするといふことは、これくらい危険なことはいじやないか。かりに鐵道のことばかりでも、牛や馬のことまで同じくわかるような人があつてしようか。ややもすれば鐵道といえ

ば鐵道、自動車といえれば自動車、大きなものに着眼しての論議をする弊があるものであります。實際問題の輸送といふものは馬、牛、汽車、こゝういふものに大きな輸送關係の場面があるのであります。これはなかりたいへんな問題である。これはこまかく具體的に言へば、大臣も局長もおわかりにならぬだらうから、さういふことをつづいて言ふわけは言ひたいけれども、その委員に今のようなことを一緒にやらせるといふことは、これくらい危険なこと

ではない。従つて狭い範圍内から選定するとか、廣い範圍内から選定するとかいふ議論は、官吏が選定してしかるべきである、知事が選定した方が民主的だと言つたつて、誰が聞いてもどちらもおかしな話で、どうせ理想的な人は出ない。兩方通じてゐる人はありはしない。だから縣から一人などときめることは、知事がきめるのだからと大臣は仰せになるが、かえつて理論とか目標というものはない方がよいので、實際えらい人物が出ると言つたつて、そんなことはできつこないのだ。

そういふ學識経験者なんといふのは、あるはずはないのだから、そこにも無理がある。大體この委員を選定することに無理があると私は思う。そうして私は、この立法に實際當つた人は事務官であるか何だか知らないけれども、各省の立法の方針を見ておると、だんだん將來官營化するような方針に見える。石炭ばかりではない。いろ／＼なことを官營化するような前提でこしらえておるのではないかと疑いがある。私どもにはある。これもその通りである。官營自動車の方はつばにど

う。こうやるというのなら、まだしも私はいかと思ふのだけれども、今のやり方を見ると、全部官營化する目標で出發するのではないか。こういふんだゆえんはそこにあるのでありまして、また實際的にさう行つておる。現在のところも行つてゐる。今どなたか擬身的に資材その他のことを御答辯なさると言ふから、承つてもいいが、しかしさういふ空念佛的な擬身隊であつても、私は實際は資材を與えていないと思ふ。強いて與えていると言ふならば、私は計數をちやんといつてきて――實際問題として、一車も二車も渡らぬものがある。生産能力、あなた方の許可を與えた數、配給機構について、どれだけどこへ行つたかといふことは、末端を調べればすぐわかる。しかしさういふものまで議論をしようと思つて私は起つたのではありませんが、少くとも大きな目標は、これは大臣がお知りにならないでも、官營化する前提の法案ではないかといふ疑いがある。非常に濃厚であるから、それを私は何うのである。これは興論をつくるため

の一番いい材料であるから、すべての問題がそこに行く。人工的に強制的にやる。これくらい官營調整のものばかりはしない。多くのものは強制されて、そのまま官營に引込まれる。ゆだんは決してできない。大臣になれば忙しい。だから私は實際問題を伺つておるので、決して苦米地君もゆだんなく、周囲を警戒されて進むべきだと考へておられます。

○苦米地國務大臣 たいへんいい御注意をいただきましてありがとうございます。しかし國營を前提としてこの法案が出ておらぬといふことだけは、

私はここでつきり申し上げます。それから委員の選定方法及び數も、これはただわれ／＼の方の腹案を申し上げておるのでありまして、法律に別規定しておるわけではありませんが、皆さんにお話をしておるわけでありまして、もし皆さんが一致してこ

ういふ方法がいいというよりなことであれば――われ／＼はただここで御審議の一つの腹案を材料として申し上げておるわけでありまして、それは法案に附帯した内容の説明を申し上げておるにすぎないので、その點は誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

○憲法說明員 ます車輛の配給の實績から申し上げます。二十一年度の車輛の配給の基礎をなします生産として、當省の方にいたしております數は一萬三千百一輛でございます。これを國營、民營、自家用といふふうに、バス、トラックにわけ配給いたしております。ます國營から申し上げますと、總計で一萬三千百一輛の中で七百二十輛の配給を受けております。その内譯を申し上げますと、バスが五百二十、トラックが二百、合計七百二十になつております。民營の方は合計八千四十八輛の配給を受けております。そのうちバスが二千五百一輛、トラックが五千九百九十七輛、自家用につきましては、バスの配給はございませんで、トラックのみでございます。統計が四千三百三十三輛、こゝういふふうになつております。それからこれをバスとトラックの別にわけますと、バスが二千五百七十一輛、トラックが一萬五千三百輛、従ひまして大體私どもの計算では、國營も民營も、總數盤におきましては現在實在車として持つておりま

す車の二割程度を配給いたしております。この面ではお話のございましたような國營が現有車輛に比較して非常によけい車輛をとつておるといふような事實はないといふふうには私どもは考へております。

それから燃料の問題について申し上げますと、燃料は、官、民、自家用を問はず、御承知のように非常に數量がございませんで、官民とも所要數に對しまして三六〇の入手しかでき

ておりません。これは進駐軍に對しましても、非常に安本初め商工省當局から――運輸省はもちろんでございますが、必死の懇請をしております。しかしただいまのところでは、年間十一萬六千五百五十キロリットル、大體一キロリットル一トンとお考へ願つてい

いと思ひますが、この十一萬六千トンほどのものしか入手できておりません。所要は、私どもの方では大體三十三萬一千八百トンくらいを必要とするといふふうに考へております。従ひまして三十數パーセントの確保しか行かないといふ、やむを得ざる状態になつております。木炭はいかかとお申しますと、これは生産縣と消費縣につきま

す、木炭の二十一年度の入手量は十三萬四千四百九十五トンでございます。所要の二十二萬四千トンに對しまして六〇〇の程度でございます。また二十一年度の薪の入手については、同じく所要の五四〇の程度でありまして、十一萬三千三百七十トン程度の入手であります。本年上半期の實績はなお悪くなつておりました。木炭につきましては四九〇程度の入手しかできない。薪については五〇〇の入手しかできな

いというような状況でございます。
それからタイヤ、チネーブになりましては、これは新車の場合と補修用の場合と若干比率は違いますが、新車の場合の劣り若干比率はよくなつておりますが、全国的に言いますと、五十三萬三千九百九十一本の所要に對して、わずかに十二萬七千三百七十七本、二二%の入手しかできておられない。この資材は、いずれも先ほど申し上げましたように現有の車輛に比率をいたしまして、またその走行キロ、運んであります重要物資、こういうものにリンクをいたしまして配分をしますのでございまして、御説のような、省だけに先取りをするというようなことはまづたくございせん。

それからなお山地と平地におけるタイヤの消耗量、殊に昔のタイヤと今のタイヤの違ひというふうなものにつきましても御説までもなく、十分研究も遂げ、その手も打つておるのであります。が、タイヤは戦前のタイヤに比しまして命数が大體三分の一、いいタイヤで半分というくらいな事情にありますが、二二%の数字をもちつておりましたも、今度は實際の力になりますと、これがその半分なり、三分の一なりになる。こういうた實情でありまして、先般も閣議決定を仰いだよりな次第でございます。なおこのタイヤの製造の詳細、その配給のルートの問題、その取締りという問題につきましましては、商工省當局からお聴取を願いたいと存じます。

○小笠原委員 それは商工省の方にも關係があるでしょうから、あなた方はおわかりがないと言はばそれまでだが、しかし少くともこの法案を出すな

らば、商工省の方を調べてあなた方がこれを押えておかぬと、立案したところの根本を説明するあなた方としては、この法案にもある通り、認可を受ける輸送路線というものは、計畫輸送をやらんと出して、それによつて認可されておる。その計畫輸送が出ないとなつた方は取消す。その委員を今きめるといふ案が出て、委員は法律じやないから各自の自由の決定にしなければならぬという大臣のお話であります。これはもちろん法律であつたところ、この委員会で自由にやれることはよくわかるけれども、委員会が出す法律案ならばそれでいいが、少くとも政府が出したものに對して、われわれが審議しなければならぬので、申し上げるのであります。そこでタイヤの計畫とか資材云々となつた方は言うけれども、現在しからばあなた方に一番わかりやすく言えば、一臺の車を配給するのに、どれだけタイヤを附屬して配給すれば理想であつて、しかもそれである程度まで圓滿に輸送されるという目標が運輸省にはあるはずでありまして、ところが近ごろなくなつてから新車の二本のタイヤをはずして配給したことはもう近い事實である。これは結局資材がないということになる。ないから計畫輸送のできるわけがない。運輸省の方でも計畫輸送ができるというてだん／＼擴張して行くのであります。が、それを運輸省の方だけでむりな獲得をしていこうと云う。無理じやないかしらなければいけません。一社一社だけ護つておるから、隣りの會社と

やつていけない。そこで民間の方はどうしたつて自然に計畫輸送に缺陷が出てくるのが刻々に進んでいく。これが輿論となつて現われる以上、どうしたつて皆官營を希望することはけだし當然だと思ふ。そういうところを見て成績の悪い所は、このの、あのの、と言つていろいろに、すべてが官營化して、民營は及ばざることになる。そうならば、調節をとるのに、どうするかということをやまず明確にしなければならぬので、その點は苦米地大臣の言われる通り、決して官營化する目的に出た法案じやない。私は苦米地大臣が官營化する方針に出たとは思わない。實際官僚が中間に潜在しておつて、この立法の上において、いつの間にか大臣、政務次官をお客さんのように考へておる。現在運輸省の停車場に行つてごらんさい、札をかけるのに苦米地運輸大臣、次は事務次官、次は政府次官、これは全國にかかつておる。政務次官は第三番目になつておる。これは運輸省だけである。あなた方が各縣に行つたらよく調べてごらんさい、そのなつておる。ほかの省の方では政務次官が上についておる。これはなか／＼めんどろなところ、官僚が潜在してないと言つたところで、それ一つでもちやんとした證據である。實際問題としてこれでは民間は何日間もてない状態にある。いい成績のものは援助してやらせようと言ふが、とにかく悪い成績、いい成績というものは、大多数がタイヤの配給獲得とか、資材のやみ買いが上手だとか下手だとか、やみの獲得手強いのかによつて成績もするし、倒れもするといふ状態である。賞めるのはやみを数重ねたものを賞める。そ

れが保護されてあなた方から援助を受ける。たま／＼やみをやれない會社はへたばつてしまふ。そうしてこれは成績が悪いからといつて排除されて官營に移される、これが今日の状態である。そこであなた方が商工省の方から聴けなると言つても、あなた方がそれをよく承知しておかなければだめだ、どれだけタイヤをやれば、どれだけ運行ができるかということを知りなさい、これは商工省の係だと、官僚は自分に責任があるにもかかわらず、どの省であるとかいつて自分の責任に歸するものを調査してないから、あなた方のやり方は多く間違ふ。とにかく關連性をもつておつても、あなた方は責任なしというふうなことでやるから、なかなか民間の方はうまいかない。そういう事情になつておる。私は民間の業者の方は全部まわつて歩いて調べておる。全部と言つてはおかしいけれども、大抵の所はみな聞いておるのであります。どれもみな一致した言葉をもつて言つておるが、ただたま／＼これは運輸省の方と衝突をして、かえつて取上げられては困るといふことでおそれなしておる者もあるわけでありまして、だからこれはもうあと何箇月の問題であつて、うまくやれといつてもやみのタイヤは全國にどれだけあるでしょう。あなた方も見込みはつかぬでしょう。ほとんどないといふこともおわかりでしょう。それならば、これから民間にいかん經營せしめるかといふ見通しがついておられるか。そこを明確にしない以上どうも疑念が晴れません。

○志誠説明員 私の御説明がちよつと

足りませんので、たいへん誤解をされたように存じますが、タイヤのやみのルートがどういふうかいいになつておるかといふことにつきましては、遺憾ながら私どもはゴムの製造會社についても監督権をもつておりませんので、その點については商工省の方へ御質問願ひたい、かように申したのであります。輸送の問題につきましては、小笠原さんの御指摘の通り、自分の方でやる決意をもつておりますし、数字も御必要とあれば後刻調整して持つてまいります。

○小笠原委員 こまかいことを承るようでありませぬけれども、今志誠君から最低の民生安定の確保が近いうちに

それから將來のタイヤの見通しでございます。これは私から御答申申し上げるのものがかと思ひますが、ただいまのところ大臣、政務次官にも陣頭に立つていただきまして、これを閣議に持つていただく傍ら關係の筋にも数字をもつて陳情いたして、深い理解と同情を得ております。そうして民生安定のために必要な最小限度のタイヤの輸入は大體認められるのではないかと、いう段階までに實は進みつつございまして、従つて私どもの方としては貿易廳の輸入局長その他とも連絡をとりながら、タイヤの面についてはやや明るい希望を最近もつに至つたわけでありまして、従つてこれを一刻も早く促進いたしまして、先般閣議決定をいただきましたこの下半期三千万のタイヤの増産といふことに力をいたしてまいりませぬならば、大體何と最低限度の國民へのサービスだけはできるのではないかと、いふふうな考へておる次第でございます。

○小笠原委員 こまかいことを承るようでありませぬけれども、今志誠君から最低の民生安定の確保が近いうちに

きるといふ見透しだといふことを申さ
れましたが、それだから何うのです。
あなたの最低民生安定といふことは、
全部運輸省において許可しておつた路
線に對して、計畫輸送するに足りるこ
とをもつて最低の民生安定と申される
のであります。または十臺出た所は
五臺動くのだ、それでもまあ十五人乗
りに三十人詰めこんでしまえばそれで
いけるのだといふことをもつて最低民
生安定といふ御計畫ですか。まずもつ
て今計畫しておつたところの路線を十分
に運行ができるといふ見透しがいつて
おるかどうか、この最低であるかどう
かといふことをもう少し詳細に承りた
いと思ひます。

○志録説明員 これは御承知のように
貨物の面と旅客の面とございまして、
もう一つの旅客の面をどれだけ増強す
べきかといふことについては、實は私
どもとしてはお話のように昭和十二年
程度の輸送量までせむもつていきま
いといふふうに考へておるのでござい
ますが、これは日本の今の經濟の復興の
段階その他から見まして、いきなりそ
こへもつていつてはいかぬといふよう
な空氣が相當ございましてために、パ
ス路線の増強といふ問題は、實は私ども
も非常に力が足りなくて恐縮でありま
すが、なか／＼思うに任せぬ状態にあ
ります。従つてトラックの面について
は、御承知のように問題はタイヤもご
ざいます、燃料もございますが、大體
最近の荷物の動き等から見まして、現
況でもつてます／＼最低の線は確保で
きておるのではないかといふように見
ております。ところがバスの方はい
かにも現状では困る。どうしてもこ
れをもう少し増強してもらわなければ

困るといふことで、來年度の私どもの
方の必要な輸送計畫としては、大體十
三億人ないし十四億人といふところを
目標としております。これは人數にし
てみますと、昭和十二年と比べまして
大した開きがない程度まで行けるので
ございまして、今お話のように一輛の
車にうんと積み込まなければならぬ。
車輛數がなか／＼多くなつてまいらな
いといふこと、それからタイヤの問
題がお話のようになか／＼うまくまわ
らないといふ點から、どうしても十三
億人ないし十四億人はやはり効率三〇
〇％といふような悲惨な輸送をしなけ
ればならない。そこを大體最低限度の
線として考へております。しかしこれ
についても輛數は今全國でもつておる
車が一萬九千輛といふ程度のところ
で、この貨動車が八千を缺けておる
といふような悲惨な状態でありまして、
これはすでに増加計畫を立てまして、
下期から來年にかけて少くともこの貨
動車を一萬輛に近くするまでは上げ
ていきたい。そこでもつていきます
れば、それに必要なタイヤは當然それ
にくつつけていかなければならないと
いふふうに考へます。しかしそれにし
ても、おる／＼ごく輸送量の少い地域
については、なか／＼路線の再開が最
近の機會にはいかなないのでないか。

それから大都市で大量の輸送のある所
は、やはりお客さんの積み残しが若干
できるのではないか。この點について
の民間業者の不誠意に對する非難があ
るといふことは、私もはあらゆる機
會を利用して、それは民間業者の不誠
意による怠慢ではないのであるといふ
ことを常に聲を大にして御了解も得、説
明も申し上げておる次第であります。

○小笠原委員 ただいまの當局の御説
明を伺いましたもそれは局長も大臣も
その説明に相違ないといふことであり
ましようから申し上げますが、そこで
あなたの方で許可しておる計畫輸送
はできないことを認めておつて、この
法案を出されておるといふことはきわ
めて明瞭である。しかもこれはタイヤ
のことで論議したが、先刻志録君の御
説明によつても、今日あなたの申され
た木炭の配給によつて計畫輸送をし得
る會社が社たりとも全國にありまし
ようか。全部がやみ、補給をしてやつ
ておる。これくらいきわめて明瞭なこ
とはない。これがいつまで續くか。従
つてタイヤと言ひ—前途の希望は別
です。現實においてこれが行われな
い。ここに委員とかりつばな者を知
事に選任させるとか、民主化させると
か、理想論にばかり走つてしまつて、
實際面においてあなた方も辯明して
おるでしょう。民間から攻撃される
みたいに詰りこんだといふ攻撃がある
でしょう。それに對してはあなた方も
辯明されるでしょう。いかに辯明した
からと言つて、あなた方が配給される
ところの自動車、それに伴つておるの
燃料とゴム、この點が並行していかな
ければ、必ずや攻撃が來るに相違な
い。そうしてみるとやはり官營自動車
の方はよいと言ひ、官營自動車の方は
現在やつておる。現在そこに疑點があ
る。運用のできない法案を無理して出
して、それに縣から委員を一人選任し
て、そうしてこれは公平なりと稱して
大臣に答辨せしめる。非常時で燃料と
いい、ゴムといい、確保ができない今

日、あるのは前途のただ希望だけであ
るといふ時分にそれに剛う法律を出し
て、法律の圓滑なる運用ができること
によつて、あなた方は提案の自信があ
るのだと私は申さなければならぬ。
こまかいことを申し上げますけれど
も、こまかいことに入ると、あ
なた方も申される通り自信がない。
何とか民生安定が最低限定といふ言葉
をもつて濁してしまふけれども、それ
は實際運用に當らざるものである。そ
うなると、内容において数字的に全國
にどれだけの資材があり、それによつ
て、民間であつただけの運行ができ
るかといふことの見透し、これを國民
によく知らさなければならぬ。それに
は委員が全部承知しなければならぬ。
それだから今志録君の言われるところ
の計畫は、この委員會でこの點をこ
まかく、ゴムはこれだけあつて今これ
だけ進みつつある。今これをやつてお
る。しかし實際にやり得る點はこの點
である。大臣が骨折つたとか、政務次
官が骨折つたとか言われるが、大臣が
骨折られるのは當然の語だ。しかし
くら骨折つたからと言つても、ゴムな
らゴムについては日本全體として計畫
があるはずだ。この點について詳細
に御説明願ひたい。木炭の製造能力は
どれだけあるか。木炭は今年の冬は大
騒ぎをすと思ふ。そこでバスの配給
とか、地元の確保とかいふことで、問
題が起きておる。計畫輸送はできない
でみな取消すとか、取消すことはしな
いとか、これはあなた方は擁護される
だらうけれども、實際において國民の
輿論化してくると、それが間違ひでも
勢になつて進むものだ。それが恐ろし
い。それを目標にして立法したのだと

いふ疑いがそこにある。そこでなおも
つとこまかく言えはいろ／＼あるけれ
ども、私ばかり論議しておると、かえつ
てあまりこまくなつていかんから、逐條
審議のとき申し上げますけれども、あ
なた方が不親切だといふのではない。
大臣といへども御答辨したいのです。
局長といへども熱心に御答辨したいの
です。志録君もその通り、しかし實際
できないのだから、聴く方がまだ承知
できない點がそこにある。現にガソリ
ンの配給と言つても、今月一ぱいで切
符の期限が切れるといふのに、ガソリ
ンがない。券が無効になつておる。で
きないから十日は日延べしよ。これ
を詳細にしないといふ國民がいたすらに騒
いで民間事業者を攻撃して、地方的に
大分悪化するといふことは國家の取る
策じやない。これをまずもつて圓滿に
どうしてやつてゆくか、むりな世論を
ひき起さない方法を方針としなけれ
ば、あなた方官營にする目的で立法し
たのだといふことを疑われても—決
して苦米地大臣はそういう意思じやな
い、大臣の意思じやないことはわか
ります。私はそれだけ申し上げておきま
すから、あつた場合に詳細に、そん
な数字的な點をお調べになつてお示し
くださるならば、私の方でもできるだ
け調べてこれの賛否を決する重大な参
考の一つにもしたいと思ひます。それ
だけ申し上げて私の質問は終ります。

○井谷委員 二、三追加の質問をいた
したいと思ひます。第一は國營自動車
も本法によつて取締られていくだらう
といふふうに思ひますが、そうした場
合に、地方の道路運送委員會で今の知
事の推薦が一名といふときに、これが
單に民間の業者から出ておられて、

いふ疑いがそこにある。そこでなおも
つとこまかく言えはいろ／＼あるけれ
ども、私ばかり論議しておると、かえつ
てあまりこまくなつていかんから、逐條
審議のとき申し上げますけれども、あ
なた方が不親切だといふのではない。
大臣といへども御答辨したいのです。
局長といへども熱心に御答辨したいの
です。志録君もその通り、しかし實際
できないのだから、聴く方がまだ承知
できない點がそこにある。現にガソリ
ンの配給と言つても、今月一ぱいで切
符の期限が切れるといふのに、ガソリ
ンがない。券が無効になつておる。で
きないから十日は日延べしよ。これ
を詳細にしないといふ國民がいたすらに騒
いで民間事業者を攻撃して、地方的に
大分悪化するといふことは國家の取る
策じやない。これをまずもつて圓滿に
どうしてやつてゆくか、むりな世論を
ひき起さない方法を方針としなけれ
ば、あなた方官營にする目的で立法し
たのだといふことを疑われても—決
して苦米地大臣はそういう意思じやな
い、大臣の意思じやないことはわか
ります。私はそれだけ申し上げておきま
すから、あつた場合に詳細に、そん
な数字的な點をお調べになつてお示し
くださるならば、私の方でもできるだ
け調べてこれの賛否を決する重大な参
考の一つにもしたいと思ひます。それ
だけ申し上げて私の質問は終ります。

いふ疑いがそこにある。そこでなおも
つとこまかく言えはいろ／＼あるけれ
ども、私ばかり論議しておると、かえつ
てあまりこまくなつていかんから、逐條
審議のとき申し上げますけれども、あ
なた方が不親切だといふのではない。
大臣といへども御答辨したいのです。
局長といへども熱心に御答辨したいの
です。志録君もその通り、しかし實際
できないのだから、聴く方がまだ承知
できない點がそこにある。現にガソリ
ンの配給と言つても、今月一ぱいで切
符の期限が切れるといふのに、ガソリ
ンがない。券が無効になつておる。で
きないから十日は日延べしよ。これ
を詳細にしないといふ國民がいたすらに騒
いで民間事業者を攻撃して、地方的に
大分悪化するといふことは國家の取る
策じやない。これをまずもつて圓滿に
どうしてやつてゆくか、むりな世論を
ひき起さない方法を方針としなけれ
ば、あなた方官營にする目的で立法し
たのだといふことを疑われても—決
して苦米地大臣はそういう意思じやな
い、大臣の意思じやないことはわか
ります。私はそれだけ申し上げておきま
すから、あつた場合に詳細に、そん
な数字的な點をお調べになつてお示し
くださるならば、私の方でもできるだ
け調べてこれの賛否を決する重大な参
考の一つにもしたいと思ひます。それ
だけ申し上げて私の質問は終ります。

省警の運行に反対する。こういうことになつた場合に、運輸省としてはどういうふうなことをおやりになるのであろうかということから考えましても、やはり委員の一名ということが私はどうも腹にはいらぬ。

それからもう一つは軽車輛の問題であります。この軽車輛運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計畫を備えて行政官廳に届け出ねばならないとなつておる。そうしますと、農家が片手間に、あるいは農閑期を利用して馬をひくとか、牛車をひいて運搬をする、こういうものが一々そういう届けをするといふことは、本人にとつてたいへんなことだらうと思ふのです。また自動車事務所は縣廳所在地に一箇所ある。そこまで行つていろいろ手数料を履まなければいかぬということになれば、これはまたたいへんなことではあります。これを地方事務所なり、あるいは地方の町村なりに委任するといふような、簡便な方法でもこの上に加えられる氣持があるかどうかということをも承りたいのであります。

それからまた検査であります。車輛の検査においても、軽車輛もやはり検査を受けるのであるか。また自動車の場合に、従来でありますと車をもつていつて、検査を受けて、番號札をもらつて歸るといふことになつていたのであります。検査官はやはりそういうことにも關係があるのであります。五十大條では自動車所有する者は、當該自動車につき行政官廳の登録を受ける。この登録の申請をした場合に當該自動車の真正な所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録

した後その者に自動車登録證を交付するといふように、これは簡單になつておりますが、自動車の届出だけで車體の検査は省略されるのであるかというようなことはつきり承りたいのであります。

それからこの法案にはないのであります。参考書類に出ている中に旅客自動車運輸、運送事業とあるが運輸と運送との區別が先ほどちよつと伺つたけれどもわからない人も大分あるらしいから、この點も付け加えて御説明願いたいと思ひます。

○郷野政府委員 道路運送委員會においては、國營自動車の開設をいたしたる場合に、この意見を徵することになつております。従いまして道路運送委員會におきまして國營自動車の開設に對しまして賛意を寄せられない場合におきましては、國營自動車の新規の開設はできないことに相なりま

す。しかしながら道路運送委員會におきまして、審議をせられるにあたりましては、この法律にも規定してござい

ます通り第三項に諮問に對しまして意見を述べ職務を行つ場合において、事件の關係人または参考人に對して、出頭を求めて、その意見または報告を徴しなければならぬという規定もござい

ます。従いまして道路運送委員會はその意見を述べるにあたりまして、これらの點についてすべての關係人、参考人に對しましてできるだけ廣くその意見を徴しまして、いやくも道路運送委員會が獨断で、また偏狹な個人的な立場から意見を述べられて、報告されるというふうなことをなすことを期待いたしております。また道路運送委員會の委員は少いところで

も、各府縣一人づつ出していただくとしたとしても、三人以上はございませぬ。従いましてこれらの委員の方々がお互いによく相談せられまして、必ずしも一人の意見だけでござまるわけのものではないと思ひます。ただいま申しましたこの法律の規定によりまして、さらに必要といたしますならば、公聽會も開いて、廣く關係人または参考人に對しまして意見を求める。その上で道路運送委員會の意見を立てて答申をするといふことに相なつてお

ります。それで、これらの第三項の各號に示されております事項につきましても、こ

ういふ方法で適正なる意見を述べていただくことが期待できるものと信じております。繰返して申しますが、この種の委員會は英國及び米國の立法例を見ましてもございませぬ。さらにこの種の委員會にはもつと大きな権限もた

してあります。ただ單なる諮問機關でなく、行政官廳としての職權も行わせるといふような建前もつてござい

ます。しかるにその委員はやはり大體こ

ういふ方法によります構成でございまして、委員の數も非常に少いのでございませぬ。従いまして私どももいたした

す。府縣令によりまして警察許可を要する事業になつておりました場合に比べますと、今回のこの立法によりまして、届出で足りることになりましたことは、むしろはなはだ簡易化された結果になるのではないかと存じます。従

いまして農家が副業に輕車輛運送事業をやりたいという場合におきましても、届出を、場合によりましては郵送で

いたしますれば、それでこと足りますものと存じております。但し届出をするに

つきまして、届出書に記載すべき事項もございませぬので、こ

ういふ方法で適正なる意見を述べていただくことが期待できるものと信じて

おります。繰返して申しますが、この種の委員會は英國及び米國の立法例を見ましてもございませぬ。さらにこの種の委員會にはもつと大きな権限もたしてあります。ただ單なる諮問機關でなく、行政官廳としての職權も行わせるといふような建前もつてござい

ます。しかるにその委員はやはり大體こ

ういふ方法によります構成でございまして、委員の數も非常に少いのでございませぬ。従いまして私どももいたした

す。府縣令によりまして警察許可を要する事業になつておりました場合に比べますと、今回のこの立法によりまして、届出で足りることになりましたことは、むしろはなはだ簡易化された結果になるのではないかと存じます。従

いまして農家が副業に輕車輛運送事業をやりたいという場合におきましても、届出を、場合によりましては郵送で

いたしますれば、それでこと足りますものと存じております。但し届出をするに

つきまして、届出書に記載すべき事項もございませぬので、こ

昭和二十二年十一月十九日印刷

昭和二十二年十一月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局